

令和6年度 新潟県立出雲崎高等学校いじめ防止基本方針

本校では「いじめ防止対策推進法」の成立の意義と法の目的に鑑み、いじめ（別紙1）により生徒の人権と尊厳が傷つけられたり、生命・身体・財産等が侵害されたりすることのないように、教育課程の内外を問わず学校が提供する全ての教育活動を通じて、また学校内外の関係機関との連携体制を基盤におきながら、生徒が安全で安心して過ごせる学校づくりに取り組んでいきます。

その上で、いじめは適切な対応を怠れば深刻化する可能性があるとの危機意識を教職員間で共有し、発達支持的生徒指導に重きを置いた教育に取り組み、併せていじめの早期発見・早期対応・早期解決に努めていきます。

また、仮にいじめ事案（疑いを含む）が発生した際は、出来事の原因や関係した人々の心情等を踏まえつつ、関係する生徒に対する支援、指導、助言等、および保護者に対する説明を関係者との連携の下、適切に行うように努めていきます。

なお、本基本方針に基づき「新潟県立出雲崎高等学校 いじめ防止基本方針実施のための行動計画」（別紙2）を作成し、それに基づいた取り組みを進めます。

1 いじめへの組織的な対応に向けて

- いじめに関する2つの委員会（いじめ防止対策委員会、いじめ認知時対応委員会）を設置し、いずれもいじめ対策推進教員が中心的役割を担うことで、いじめ防止といじめ発生時の対応を適切に行います。
- いじめ防止対策委員会は、「いじめの起きにくい安全・安心な学校づくり」が「誰もが安心して学べる魅力ある学校づくり」と強い関連性を持つとの認識の下、教職員が生徒の「個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える」ように組織的に働きかけること（発達支持的生徒指導）を主な目的とします。
- いじめ認知時対応委員会は、いじめが起きた際に（疑いを含む）、被害生徒や加害生徒と関係の深い職員からの情報共有と意見交換等を踏まえ対応策を検討し、取り組むことを主な目的とします。
- なお、両委員会とも「生徒指導提要」（令和4年12月 文部科学省）を踏まえた取り組みを心掛けます。

2 いじめの未然防止対策に向けて

- いじめの未然防止は、第一義的には本校教職員がスクール・ポリシーの実現に向けたカリキュラム・マネジメントの視点から、学校自己評価表（計画）の具体的方策に真摯に取り組むことで、図っていきます。
- 特に、発達支持的生徒指導の重要性に鑑み、日々の生徒との関わりにおいて、生徒一人一人の人権が大切にされ、生徒自身が「安全・安心な空間」の価値と「学びに向かう力」の意義を理解し、前向きに学校生活を過ごしていくような働きかけを大切にします。
- 自律ある集団の中で豊かな情緒的交流が図られることにより、いじめの未然防止が実現されるものと理解し、取り組みます。

3 いじめの早期発見対策について

- いじめの早期発見に向け、日々の生徒との交流、観察、アンケート、面談等を通じて、生徒理解を深めながら、いじめの予兆を見逃さないように努めます。
- 日々の中で保護者との信頼関係を深め、保護者との協力関係の構築に努めます。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。
- 新潟県のいじめ相談窓口やポータルサイトなどの情報提供に努めます。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。（別紙3）。

4 いじめ認知時の早期解決対応に向けて

- 対応の第一歩として、何よりも被害生徒保護を最優先し、いじめられている生徒の理解に努め、傷ついた心のケアを行います。そして二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぎます。
- 対応の第二歩として、被害生徒のニーズを確認し、危機を一緒にしのいでいくという姿勢に基づき、具体的な支援案を提示し、本人や保護者に選択させ、自己決定の意思を尊重しながら、丁寧に対応します。
- 対応の第三歩として、いじめ加害生徒への指導と、加害生徒と被害生徒との関係修復を図ります。その際、加害生徒には被害生徒との関係修復を図るように働きかけ、生徒の内面の成長支援を図ります。
- 対応の第四歩として、いじめの解消を目指し、解消に至った後も注意深く見守りを続けます。
- 保護者に対して、これらの学校組織としての対応を丁寧に説明し、学校と保護者が一致協力して、生徒の成長支援に繋げていけるよう取り組みます。

5 重大事態への対応

- 県教育委員会と連携し、関係機関に通報し協力を得るなど、学校組織を挙げて解決に取り組みます。